

12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

施策展開の方向性②

学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します

【施策の必要性】

子供たちの基本的な生活習慣、豊かな心、倫理観、社会的なマナー等の基盤を育むためには、学校と家庭とが子育てや教育について理解を深め合い、一体となって取組を進めていくことが重要です。

また、児童・生徒を取り巻く環境の変化や、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下が指摘される中、児童・生徒が健全に成長していくための環境づくりが必要です。東京都は都市化が進み、地縁が希薄になる中で、社会全体で子供を見守り、健全育成を推進するためには、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子育てや教育に取り組む体制を確立することが重要です。

特に、地域・社会においては、学校の様々な教育活動を支援するとともに、児童・生徒が安全に過ごすことができる場、異年齢の友達や異世代の人々と関わり、体験活動や交流活動を行う場、児童・生徒の学びを支援する場などを確保することが必要です。

令和5年度主要事務事業

1 学校と家庭との連携を図る取組の充実（指導部）（再掲）

(1) 学校と家庭の連携推進事業

ア 家庭と子供の支援員の配置

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、家庭訪問等を通して、問題を抱える児童・生徒とともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生など）を、区市町村教育委員会の希望を踏まえて、小・中学校に配置する。

イ 学校と家庭の連携推進会議の設置

「家庭と子供の支援員」を配置した小・中学校において、教職員と同支援員が連携して、計画的に児童・生徒やその保護者の支援を行うことができるようにするため、学校管理職及び教職員と同支援員を構成員とした学校と家庭の連携推進会議を設置し、定期的に支援方策等について協議を行う。

ウ スーパーバイザーの配置

「家庭と子供の支援員」が専門家の助言を受けながら、効果的に児童・生徒やその保護者に対して支援を行うことができるようするため、区市町村教育委員会の方針に基づき、同支援員に定期的に助言を行うスーパーバイザー（弁護士、医師、臨床心理士など）を配置する。

2 「放課後子供教室」における活動の推進（地域教育支援部）

- (1) 「放課後子供教室」と「学童クラブ」との一体的な実施
多様な保護者ニーズを踏まえた学童クラブとの一体的な実施を推進する区市町村を対象に、活動日数の充実、環境整備や終了時間延長などの取組や、N P O 等の専門人材を活用した魅力的な活動プログラムの充実などに対する支援を実施する。
- (2) 「放課後子供教室」の充実
区市町村が実施する、子供たちの安全・安心な居場所である「放課後子供教室」における体験・学習活動等の充実に向けた支援を行う。
- ア 研修機会の充実
「放課後子供教室」の運営の中核を担う地域コーディネーターをはじめ、協働活動サポートやボランティア等を対象に、「地域人材の発掘・活用、子供の発達障害理解」など教室運営や子供への関わり方等をテーマとした研修機会の充実を図る区市町村を支援する。
- イ 情報提供の充実
学習・スポーツ・文化活動や地域住民との交流活動、学童クラブとの連携、地域人材の活用など多様な「放課後子供教室」の活用事例や、実態調査等によりまとめた「放課後子供教室」の実施状況や課題等について、放課後子供教室担当者連絡会議や都教育委員会ホームページ等を活用して情報を提供し、区市町村における「放課後子供教室」の推進を図る。

3 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（地域教育支援部・指導部）（再掲）

- (1) 「地域未来塾」の促進
ア 実施地区の拡充
地域住民等の協力を得て、学習支援が必要な中学生等を対象に学習習慣の確立や基礎学力の定着を図ることを目的とした学習支援の機会である「地域未来塾」について、担当者会など様々な場を通じて、事業の目的や成果について働き掛けを行うなど、区市町村における「地域未来塾」の推進を図っていく。
- イ 情報提供の充実
各地区の特色的な実践事例、多様な運営方法や効果的な運営方法の好事例についてまとめた「地域学校協働活動ハンドブック」等を活用し、情報提供を行うとともに、区市町村における放課後等の学習支援の充実を図る。
- (2) 「スタディ・アシスト+」の実施（再掲）
ア 実施地区の拡充
「地域未来塾」において、特に学習塾講師等の外部人材を活用し、中学生の進学を目的とした放課後等の学習支援を、令和5年度からは「スタディ・アシスト+」として実施している。
- イ 情報提供の充実
「地域学校協働活動ハンドブック」等を活用し、進学を目的とした学習支援の効果や効果的な運営方法等について情報提供を行うとともに、区市町村における進学支援の取組の充実を図る。
- (3) 「校内寺子屋」の推進

- ア 令和4年度に指定した都立高等学校30校において、生徒個々の状況に応じた学力向上の支援
- イ 外部人材による学習支援体制の構築及び管理
放課後及び長期休業日等に、外部人材を活用し、年間215時間程度の学習支援を実施する。
- ウ 基礎学力の定着状況の把握
 - (ア) 義務教育段階の基礎学力の定着状況を把握し、対象生徒を決定するための学力調査を実施する。
 - (イ) 対象生徒の基礎学力の定着状況を把握するため、定期的に学力調査等を実施する。

施策展開の方向性⑩

地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

【施策の必要性】

社会全体で学校教育を支援し、質の高い教育を提供できるようにするために、地域等の外部人材を積極的に活用した教育を推進することが必要です。

また、児童・生徒の健全育成を推進するために、学校や地域・社会がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制を構築することが重要です。

III
主
要
事
務
事
業
教
育
厅
令
和
5
年
度

1 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実（地域教育支援部）

(1) 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の取組の充実

ア 「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の概要

企業・大学・NPO等の社会的資源が有する専門的教育力を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを目的とし、広域的に展開される学校・家庭・地域・社会の協働を進め、教育力の再構築を図るための取組を支援する。

イ プログラムアドバイザーによる小・中学校等の教育活動の支援

企業等が提供する教育プログラムを小・中学校等に効果的に導入するためのアドバイスを行う2分野(教科学習支援・キャリア教育支援)のプログラムアドバイザーを配置する。学校等を訪問して助言を行うとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現を支援するため、小・中学校等の教育課程内で活用できる教育プログラムの開発や情報提供を行う。

ウ 地域学校協働活動の推進を支援する研修等の実施

「地域学校協働本部」の設置促進と活性化に向け、「地域学校協働活動推進フォーラム」の開催や、統括・地域コーディネーターの資質向上のための研修・交流機会の提供等、広域的な視点から区市町村を支援する取組を行う。

エ 会員団体が提供する教育プログラムの活用推進

協議会ホームページや広報誌等で、企業やNPO等の会員団体が提供する教育プログラムを紹介する。

2 「地域学校協働活動」の推進（地域教育支援部）

(1) 「地域学校協働本部」の設置・促進

ア 地域学校協働活動推進事業の概要

「地域学校協働活動推進事業」は、地域全体で子供たちの学びや成長を支える仕組みである「地域学校協働本部」の設置・促進を通じて、学校支援活動をはじめ、地域と学校が連携・協働し行う地域学校協働活動を支援する取組である。

イ 情報提供の充実

各地区の特色的な実践事例等を収集し、啓発資料や広報誌等を活用した情報提供を行い、区市町村における「地域学校協働活動推進事業」の推進を支援する。

(2) 統括コーディネーターの配置促進

地域コーディネーターを支える仕組みとして、コーディネーター同士の交流を図り、情報の共有化を促進する役割を担う統括コーディネーターを区市町村単位で配置し、地域学校協働活動の推進を支援する。

(3) 新しい時代の学校施設整備補助事業

学校は子どもたちの学習の場であるのみならず、地域コミュニティ形成の核となる等の多様な役割を担っていることを踏まえ、地域住民が利用することも念頭に置きながら安全・安心で質の高い施設整備を行うことが求められている。このことから、公立小・中学校等を地域コミュニティの拠点として整備し活用することに伴うバリアフリー化及び防犯機能対策の取組を行う区市町村への支援を令和5年度より行っている。